

下関市議会基本条例

平成12年、いわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権に向けたスタートが切られ、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し始め、自己決定と自己責任の原則がより一層拡大した。

これにより、議員の合議体である議会は、市長と同じく市民の直接選挙で選ばれた二元代表制の一方を担う存在として、その果たすべき役割と責務が益々増大してきており、その内容を明確にすることが求められている。

こうした中で、下関市議会は、今まで取り組んできた議会改革を基礎として、議会としてのあるべき姿を再構築する必要性を強く感じたところである。下関市議会の進むべき道筋は、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指し、自らの創意工夫により政策立案及び政策提言を行い、更なる議会改革を継続し、市長との緊張関係を保持しながら、真の地方自治の実現に邁進していくことである。

ここに本市議회를構成する議員がその果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、市民の負託に応えていく証しとして、下関市議会基本条例を制定する。

【解説】

議会基本条例を制定しようとした背景と市民に開かれた議会、市民参加の議会の実現を図るなど、下関市議会の決意を表明したものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、市政の情報公開と市民参加を原則とした下関市議会（以下「議会」という。）及び下関市議会議員（以下「議員」という。）に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、もって安心して安全な街づくりをはじめ、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の運営に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現を目的に、情報公開と市民参加を原則とした議会運営の基本事項を定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 市の団体意思の決定機関として、公正性及び透明性を確保し、信頼性を重んじた議会活動を行うこと。
- (2) 市民の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (3) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 議決責任を深く認識した上で、議案等を議決し、もって市としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して分かりやすい言葉を用いて説明すること。
- (5) 市民の意見を的確に把握し、市民参加の機会の拡充に努め、市政及び議会活動に反映させること。

【解説】

- 1 議会は、市民の代表である議員による市の団体意思の決定機関であることを定めています。
- 2 住民自治にふさわしい公正性、透明性及び信頼性を重視した議会運営を行うことを定めています。
- 3 議会は本市の議事機関であり、その基本的な権限として、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定並びに行政運営を監視、評価する権限を行使することを定めています。
- 4 議会は、自らも積極的に政策、条例、意見書等の議案の提出を行うことを定めています。

(災害時における議会の対応)

第2条の2 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

- 2 議会は、市内で大規模災害が発生した場合の議会及び議員の対応について、下関市議会業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

【解説】

議会は、災害時における議会機能の維持のため、特に大規模災害が発生した場合の対応について、下関市議会業務継続計画（BCP）を策定することを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間での自由な討議を積極的に行うこと。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、これを政策形成に反映できるよう、自己の能力を高めるため不断の研さんを行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域に偏ることなく、安心して安全な街づくりをはじめ、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

【解説】

議会の活動原則を踏まえ、議員の責務及び基本姿勢として、議員間の自由闊達な議論、市民意見の把握、不断の研さん等の活動を行うことを定めています。

(会派)

第4条 議員は、円滑に議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者による会議を開催する。
- 3 会派の代表者による会議に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

1 会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成し、円滑な議会活動を行うことを定めています。

2 会派の代表者会議については、「下関市議会各会派会長会議規程」で定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開するとともに、その他の会議についても公開に努めなければならない。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的、政策的な識見等を議会の審議等に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審査又は調査においては、請願及び陳情を行ったものの意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

【解説】

- 1 議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任について定めています。
- 2 地方自治法で公開が定められた本会議だけでなく、委員会の原則公開を定めています。
- 3 市民の専門的知識等を議会に反映させることを定めています。

(市民と議会のつどい)

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が情報及び意見を交換できる市民と議会のつどいを年1回以上行うものとする。

- 2 市民と議会のつどいに関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

議会が議案審査等の報告と市民との意見交換を定期的に行うことを定めています。

(議会広報の充実)

第7条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、積極的に情報提供を行い、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。

- 2 前項の目的を達成するために、議員で構成する議会広報部会を設置する。
- 3 議会広報部会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

- 1 市民参加の根幹は情報の共有であり、議会が積極的に情報提供を行うことを定めています。
- 2 議員の編集による「議会広報紙」の発行や議会インターネット中継など多様な手段で広報活動を行うことを定めています。

第4章 市長と議会の関係

(緊張関係の保持)

第8条 議会審議における議員と下関市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)及びその職員は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、

代表質問の初回質問を除き一問一答の方式とする。

- (2) 議長から本会議又は委員会の出席を要請された市長等及びその職員は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問に対して、その論点を整理するため質問することができる。
- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により適切な時期までに回答するよう求めることができるものとする。

【解説】

- 1 議会での審議における議員と市長等及びその職員との健全な緊張関係を保持することを定めています。
- 2 市民にわかりやすい議論をするための質問形式を定めています。
- 3 市長等は、議長または委員長の許可により、質問をした議員に対して、その論点を整理するため、質問の内容を確認することができることを定めています。
- 4 議会は、市長等に対し、文書によって質問し、文書による回答を求めることができることを定めています。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、必要に応じ、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 提案に至るまでの経緯
- (2) 市民参加の実施の有無とその内容
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置及び将来にわたるコスト計算
- (5) 政策に期待される効果

【解説】

議会は、議会に提案される重要な政策等について、政策水準を高める議論が行われるよう、その政策の提案者である市長等に対して、5項目の情報を提供するよう求めることを定めています。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第10条 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を求めるものとする。

【解説】

市長が、予算や決算を議会に提出するに当たり、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料を作成するよう市長等に求めることを定めています。

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、自らの団体意思決定機能と監視機能を向上させ、また、市の重要な計画や政策について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するものとする。

2 議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

議決事件とは、議会が議決（可否（賛否）を決定すること）しなければならない事項（条例の制定・改廃や予算を定めることなど15項目）のことです。

議会は、市民が関心を持つ重要なテーマについて、議決事件と定められていない場合、「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例」で積極的に議決事件とするよう定めています。

※例えば、下関市議会では「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例」で、

①市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想と基本計画とで構成される計画の策定、変更又は廃止に関すること。

②市民憲章の制定、変更又は廃止に関すること。

③姉妹都市又は友好都市の提携に関すること。

④定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。

⑤連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。

を議決事件に追加しています。

第5章 議会運営

(委員会の活動)

第12条 委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策提言を行うものとする。

- 2 委員会は、年度当初にその年度の活動方針や視察内容について十分な検討を行わなければならない。
- 3 委員会は、審査又は調査の内容が他の委員会の所管と密接に関連する場合は、連合審査会を開くことができるものとする。
- 4 委員会は、必要に応じて、議事堂以外の場所で開催することができるものとする。
- 5 委員長は、民主的かつ公正な委員会運営を行うものとする。
- 6 委員長は、委員会審査報告を行うときは、その内容が市民に対して分かりやすい報告となるよう努めなければならない。

【解説】

- 1 議会の監視機能及び政策立案機能を強化するために、常任委員会を中心として運営する考え方を定めています。
- 2 新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、適切に対応することを定めています。

(議員相互間の自由討議等)

第13条 議員は、議会が言論の場であることを十分に認識し、議員相互間での自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議員は、議案等に対して最善の判断ができるよう議員相互間での徹底した議論を尽くすものとする。

【解説】

本会議や委員会で議案の審議等をする場合には、議会としての機能を発揮するために、議員間において自由闊達な議論を行うよう努め、審議や議論を尽くすことを定めています。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第14条 政務活動費の執行に当たっては、下関市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第4号）の規定を遵守するとともに、その透明性を確保しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた者は、政務活動費の収支報告書について、自ら説明責任を果たさなければならない。

【解説】

- 1 政策立案及び調査研究等に資するために政務活動費の交付を受けるとともに、領収書など証拠書類の公開等により、その用途の透明性を確保することを定めています。
- 2 具体的内容は、「下関市議会政務活動費の交付に関する条例」及び「下関市議会政務活動費の交付に関する規則」で定めています。

第7章 議会及び議会事務局の体制強化

(予算の確保)

- 第15条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算及び体制の確保に努めるものとする。

【解説】

議会は議事機関としての機能を充実するために必要な予算を確保するよう努めることを定めています。

(議員研修の充実強化)

- 第16条 議会は、議員の研さんのため、広く各分野の専門家との議員研修会を年1回以上開催するよう努めなければならない。
- 2 議会及び議員は、市政の課題を幅広い視点から捉えるため、他の地方自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。

【解説】

議会は議員の政策立案能力をはじめとする資質の向上のため、議員研修を充実強化するよう努めることを定めています。

(議会事務局の体制整備及び強化)

- 第17条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の収集及び提供に努めるものとする。
- 2 議長は、議会事務局の法務・調査・情報システム機能等の充実強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

- 1 議会、議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備と強化について定めています。
- 2 具体的な内容は、「下関市議会事務局設置条例」及び「下関市議会事務局処務規程」で定めています。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

- 2 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。
- 3 議会図書室に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

- 1 議会図書室の充実を図り、市民を含め広く活用できることを定めています。
- 2 具体的な内容は、「下関市議会図書室規程」で定めています。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、市民の代表者として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

- 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- 1 市議会議員として守るべき倫理について定めています。
- 2 具体的な内容は、「下関市議員政治倫理条例」及び「下関市議員政治倫理条例施行規程」で定めています。

(議員定数及び議員報酬等)

第20条 議会は、議員定数及び議員報酬等の見直しに当たっては、行財政改革の視点及び他の地方自治体との比較だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、広く市民の意見を聴取し、市民の理解を得られるよう努めなければならない。

【解説】

議員定数や議員報酬の改正議案は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて、広く市民の意見を聴取し、総合的に検討することを定めています。

第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨に反してはならない。

2 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の一般選挙後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】

本条例は、下関市議会における最高規範であることを定めるとともに、一般選挙後の条例の研修について定めています。

(見直し手続)

第22条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じなければならない。

2 議会は、議員の一般選挙後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

【解説】

条例の検証と改廃について定めています。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年12月19日から施行する。

議会基本条例用語解説

用語	解説	関連条項等
地方分権一括法	地方分権一括法とは、平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のことをいいます。この法律は、地方分権推進法に基づく地方分権推進委員会の勧告を受け、政府が作成した地方分権推進計画を踏まえて検討を加え、地方自治法をはじめ関係法律475本の法律改正を一括形式で行ったものです。	前文
地方分権	地方分権とは、国の権限や財源を地方に移し、住民に身近なことはできるだけ市町村や県が行うことができるよう国と地方公共団体との役割を分担することをいいます。	前文
二元代表制	二元代表制とは、地方自治体において執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員の双方を、住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。二元代表制の特徴は、市長、議会がともに住民を代表するところにあります。	前文 第1条
合議制	合議制とは、複数の人による協議のことで、話し合いによって物事を決定することをいいます。本会議や常任委員会は合議制です。	第1条
会派	会派とは、議会内において同一の理念を共有する議員の集団のことをいいます。下関市議会では、3人以上で構成された集団を会派と位置付けており、この会派を中心に議会内の意見調整を効率的に進めています。 また、3人以上の議員が所属する会派を本会議の運営などについての協議に参画することのできる議会運営上の「会派」として位置づけ、3人以上の議員が所属する会派が議会運営委員会に参画しています。	第4条
常任委員会	常任委員会とは、市の広範囲にわたる事務を合理的、能率的に調査し、審査するために、部門ごとに分かれて、議案、請願などの審査や市の諸課題の調査を専門的に行う組織をいいます。下関市議会においては総務委員会、経済委員会、文教厚生委員会及び建設消防委員会の4つの委員会を設置しています。	第5条
特別委員会	特別委員会とは、特定の事件の審査や調査のため必要に応じて設置することができる組織をいいます。下関市議会においては決算認定の議案審査などにおいて設置しています。	第5条
議会運営委員会	議会運営委員会とは、議会が公正円滑に運営されるように話し合いを行い、議長の諮問に応じるほか、議案や請願・陳情などをどこの常任委員会に振り分けるか（これを付託といえます）を協議します。	第5条 第22条
参考人	参考人とは、本会議及び委員会が調査又は審査のため必要があると認めるときに利害関係者や学識経験者等に出席を求め、これに応じて意見を述べる人のことをいいます。	第5条
公聴会	公聴会とは、重要案件の調査又は審査のため、本会議及び委員会が必要に応じて利害関係者や学識経験者等から意見を聴く制度のことをいいます。	第5条
請願	請願とは、地域の身近な問題や市政に関することなどについて、市民の皆さんのご意見やご要望などを市議会に提案できる制度をいい、どなたでも提出することができます。請願は憲法により定められた国民の権利であり、地方自治法の規定により、請願を提出するにあたっては議員の紹介が必要です。	第5条
陳情	陳情とは、地域の身近な問題や市政に関することなどについて、市民の皆さんのご意見やご要望などを市議会に提案できる制度をいい、どなたでも提出することができます。実質的には「請願」と同じですが、請願と異なり法律上の根拠がなく議員の紹介も必要ありません。	第5条
審議	審議とは、本会議において付議事件について、提案者の説明を聞き、質疑し、討論し、表決するといった一連の過程のことをいいます。	第5条 第10条

用語	解説	関連条項等
執行機関	執行機関とは、行政の執行権限を持ち、その管轄の事務について自らの判断と責任において執行する機関のことをいいます。市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、などがこれに当たります。	第8条
論点情報の形成	論点情報の形成とは、市長から議案として提案された重要な政策について、その水準を高めるための審議を行なうことを目的に、行政が重要な政策を決定するにあたって論点とした情報を議会に対して事前に提供してもらうことをいいます。	第9条
議決事件	議決事件とは、議会が議決（可否（賛否）を決定すること）しなければならない事項（条例の制定・改廃や予算を定めることなど15項目）のことで、地方自治法第96条第1項に列挙されています。また第2項で、この15項目以外に条例で議決事件を定めることができるとされています。	第11条
審査	審査とは、委員会において議会の議決の対象となる議案など特定の事件について、議論し、結論を出す一連の過程のことをいいます。	第5条 第12条
政務活動費	政務活動費とは、議員の調査研究その他の活動のために必要な経費の一部として、会派（所属議員が1人の場合を含む）に対して条例に基づいて交付することができる金銭的給付をいいます。政務活動費の月額、各月1日における当該会派の所属議員数に月額5万円を乗じて得た額とし、毎年度、上半期と下半期に分けて交付します。	第14条
議会事務局	議会事務局とは、議会に関する事務や議長、議員の職務を補助する組織をいいます。	第17条
議会図書室	議会図書室とは、議員の調査研究のために設置する図書室のことをい、地方自治法に規定されています。	第18条